

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件

四六二

告 示

福島県告示第五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年八月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 解除予定保安林の所在場所
いわき市四倉町下仁井田字須賀向三〇の三四三から三〇の三四五まで・三〇の三四八・三〇の三四九・三〇の三五一から三〇の三五九まで・三〇の三六五から三〇の三六七まで（以上十七筆国有林）
- 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 解除の理由
海岸保全施設用地とするため

（森林保全課）